

次期 伊賀市地域公共交通計画の策定について（案）

【策定の目的】

2021(令和3)年度に策定した伊賀市地域公共交通計画に基づき、持続可能な交通体系の形成に向けた種々の施策を進めてきたが、2026(令和8)年度で計画期間が終了するため、引き続き交通体系の充実に努め、「まち」と「むら」がつながる交通ネットワーク構築の実現に向けた、2027(令和9)年度以降の伊賀市の公共交通の方向性を示す新たな「伊賀市地域公共交通計画」を策定する。

【計画の期間】

新たに策定する「伊賀市地域公共交通計画」の計画期間は10年間（2027(令和9)年度～2036(令和18年度)とする。

【根拠法令】

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域交通法）

【地域公共交通計画とは】

- 地域公共交通計画は、地域の社会・経済の基盤となるため、基本的にすべての「地方公共団体」において、計画の作成や実施を「努力義務」として国の法律に定められている。
- 地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものであるため、「地域公共団体」が地域の移動に関する関係者を集めて「法定協議会」を開催しつつ、地域公共交通に関する取組内容についての計画を、交通事業者や地域の関係者等との協議を重ね作成して行くものである。

【法定協議会とは】

- 「地方公共団体」が地域公共交通に関する検討・運用に取り組む際、交通事業者や地域住民、関係行政機関などの多様な人たちとの調整が必要となる、関係者が一堂に会する組織体を組成する根拠法が地域交通法であり、その組織体のことを「法定協議会」という。
- 「法定協議会」は、地域公共交通計画の作成に関する協議・実施に関する連絡調整のみならず、計画の実施に関しても協議ができるようになっている。「法定協議会」は、単なる計画作成のオーソライズ機関ではなく、これからの地域公共交通の見直しを推進していく上での「推進本部」となるものである。

【計画策定の手順】

- (1) 市民公募委員、交通事業者、国、県等関係機関で構成する「伊賀市地域公共交通活性化再生協議会（法定協議会）」が地域公共交通計画の中身である計画の素案（中間案）の作成を行う。主には、法定協議会に地域交通計画検討分科会を設置し、中間案の協議を行う。



- (2) 「伊賀市地域公共交通活性化再生協議会」は、現状整理、地域のニーズ調査（アンケート、懇談会、ヒアリングなど）、課題整理、目標値・施策・方針の整理などの中間案作成業務をコンサルタントに委託する。

※コンサル業者の選定は、計画支援事業者選定分科会を法定協議会に設置し、伊賀市に準じたプロポーザル方式で行う。業務委託費用については、国の補助金及び伊賀市の負担金とする。



- (3) 「伊賀市地域公共交通活性化再生協議会」は、2026(令和8)年3月末日までに中間案を完成させ、「伊賀市」へ提出する。



- (4) 「伊賀市」は、中間案を庁内協議、議会への説明を行った後、パブリックコメントを実施し、意見等を「伊賀市地域公共交通活性化再生協議会」へ提出する。



- (5) 「伊賀市地域公共交通活性化再生協議会」は、パブリックコメント等の意見を踏まえて最終案の作成を行い、「伊賀市」へ提出する。



- (6) 「伊賀市」は、2026(令和8)年12月末日までに、最終案を庁内協議、議会への説明を経て、伊賀市地域公共交通計画とする。

【計画策定のスケジュール】

※別添のとおり